

成形伸縮目地材標準施工マニュアル

平成12年2月 制定

成形伸縮目地工業会

目 次

1 . 総則	1
1 - 1 適用範囲	1
1 - 2 用語	1
2 . 下地となる防水層	2
3 . 材料	2
3 - 1 成形伸縮目地材の種類と形状	2
3 - 2 その他の材料	3
4 . 材料・機器類の保管及び取扱い	5
5 . 計画・工程管理及び作業環境、防水層の確認	5
6 . 成形伸縮目地材の施工	6
6 - 1 成形伸縮目地材の準備	6
6 - 2 目地割りつけ用墨出し	7
6 - 3 保護コンクリート天端の墨出し	7
6 - 4 目地立て作業（一般部）	7
6 - 5 目地立て作業（役物回り）	9
7 . 立上がり緩衝材の取つけ	10
8 . 据付けモルタルの取つけ	11
9 . 溶接金網の敷込み（別途工事）	14
10 . 目地立て完了後の点検と損傷防止の注意事項	14
11 . 保護コンクリートの打設（別途工事）	15
12 . 特記仕様	1お
13 . 関連仕様	16
14 . 参考資料	16
参考資料 - 1 「建築工事共通仕様書」（抜粋）	17
参考資料 - 2 「建築工事監理指針」（抜粋）	21
参考資料 - 3 「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」（平成11年度版）	26
参考資料 - 4 「建築材料・設備機材等品質性能評価名簿」一覧表	28
参考資料 - 5 「成形伸縮目地材規格品質認定表示」一覧表	29
参考資料 - 6 「成形伸縮目地材規格」成形伸縮目地工業会編(1995年4月1日)	30

はじめに

成形伸縮目地材には、1970年（昭和45）大阪府で開催された万国博覧会での採用を契機として、使用が増大してまいりました。

屋上防水層の保護コンクリートを設置する場合、成形伸縮目地材（以下目地材と称す）を保護コンクリート天端の定規として利用し、保護コンクリートに埋め込んだままで仕上がり状態になるため、後工程の加工や施工作業が必要でなくなりました。

従来の、アスファルト注入目地工法は作業手間が掛かり、工程が複雑で美観上も問題があったことに対して、目地材は省力化と美観上の優位性に寄与することが認識されました、その結果、使用する立場の方々から支持されると共に、使用量が拡大してきました。

さて、現在の市場では、色々な種類の目地材がある中で、成形伸縮目地工業会（以下工業会と称す）では、“目地材のあるべき姿”を目標として研究を重ねた上で、成形伸縮目地材規格を制定しました。

その後、建設省「建築工事共通仕様書」に工業会の規格・品質が揃って評価されるに至りました。

この度、工業会の規格を基に品質の確保に努めてきましたが、目地材の施工法の研究・調査成果を集約して、「成形伸縮目地材標準施工マニュアル」を制定することになりました。

「成形伸縮目地材標準施工マニュアル」は、多種にわたる目地材について、それぞれの“施工法”と“注意事項”を述べて、その理由と共に“何故その様に行うのか”などの解説に付け加えています、従って、各工程の目地材の施工法について、作業者の納得される手順書として活用して頂けるものと確信いたします。

成形伸縮目地工業会

技術委員長 横田 碩二

成形伸縮目地材標準施工マニュアル

1. 総則

1-1 適用範囲

- (1) 本施工マニュアルは、建築物の屋根、開放廊下、ベランダ、エントランス、駐車場などに施工するメンブレン防水層（以下防水層という）を保護する目的で打設するコンクリート仕上げ層（保護コンクリートという）のムーブメントを緩衝するために使用される成形伸縮目地材の施工に適用する。
メンブレン防水層とは、アスファルト防水層、改質アスファルト防水層、シート防水層、塗膜防水層などで、保護仕上げ層は、現場打ちコンクリートを用いるのを標準とする。
- (2) 本施工マニュアルは、防水層が施工されて検査終了後、防水層上面に絶縁用シートが敷き込まれた状態を2.「下地となる防水層」、3.「材料」、4.「材料・機器類の保管及び取扱い」、5.「計画・工程管理及び作業環境・下地の確認」、6.「成形伸縮目地材の施工」、7.「目地立て施工後の点検と損傷防止の注意事項」、9.「保護コンクリートの打設」、10.「特記仕様」、の各項目に基づいた施工に適用するものである。
- (3) 標準施工マニュアルは、成形伸縮目地工業会を構成する加盟メンバーの製造販売する製品に関して、標準的な施工に適用するものである。

1-2 用語

本節で用いる用語を次のように定義する。

- 成形伸縮目地材：目地材の基本構造は、保護コンクリートのムーブメントを緩衝する本体と本体頂部のキャップから構成する。なお、これら本体を支持するベースと一体になったものもある。
- 本体：主として合成樹脂の発泡体からなり、保護コンクリートのムーブメントを緩衝するように、所定の柔軟性、復元性を有しているものとする。
- キャップ：合成ゴムや合成樹脂からなり、本体の頂部にあって所定の寸法安定性、耐荷重性、耐摩耗性、耐衝撃性、耐衝撃性を有しているものとする。
- ベース：主として合成樹脂の発泡体からなり、目地材を支持するために目地材の全延長にわたって使用し、防水層を傷付けないものとする。
- 高さ可変型：所定の高さ調整機能及びベース幅を有し、保護コンクリートの厚さの変化に連続して適応可能なものとする。
- 高さ固定型：スラブで水勾配が確保されていて、保護コンクリートの厚さの変化が少ない場合適応可能なものとする。
- 付着層：非加硫ブチルゴムからなりキャップと保護コンクリート間の水密性などを目的として用いられるものである。
- アンカー部：キャップの両側面に備えた鉤状体で、保護コンクリートに投錨して目地材が伸張されたときに引き離されないで接続して橋渡しをして、防水層面に土砂や草木の根幹が進入することを阻止する効果があるものである。
- 伸縮目地：保護コンクリート層の下面からコンクリートの天端までの間に成形伸縮目地材を介在させて、保護コンクリート層の膨張・収縮を緩衝する目的に設ける目地である。
- ボーダー目地：立上がり周辺及び架台の周辺近くに設ける成形伸縮目地材で、立上がりや架台に対してコンクリート層の伸縮応力を伝達しにくく、緩衝させる目的に使用される目地材である。
- 据付け用ホルダー：合成樹脂の成形部品で、目地立てに際して目地本体を差し込んで目地立てを補助する目的に使用されるもので、本体の差込部と底面を備えたものである。
- 高さ固定用ピン：合成樹脂の成形部品で高さ可変型の目地材において、キャップと本体及び本体とベースの間に差し込んで、お互いを固定する目的に使用される。
- 据付けモルタル：成形伸縮目地材を目地立てするとき、両側面に盛りつけて固定し、保護コンクリートを打設するとき目地材が移動したり湾曲させないように固定する目的に使用される。
- 立上り緩衝材：合成樹脂の発泡体を成型した部材で、平場の保護コンクリート層の伸縮応力を立上がり部のスラブに直接伝達させない緩衝材として使用される。
- 溶接金網：保護コンクリートの内部に補強用材の目的で使用され、コンクリートの伸縮や反り上がりを阻止する効果を目的として使用される。
- 基準墨：設計図書に示された建築物自体の基準となる墨線を表す。
- 目地割り墨線：基準墨から寸法出しをして、具体的に成形伸縮目地材を立て込むときに目地材位置の中心となる墨線。
- 目地割り水系：目地割り墨から寸法出しをして、具体的に成形伸縮目地材を立て込むときに目地材位置の基準となる水系及び保護コンクリート天端のレベルを示す水系である。

2. 下地となる防水層

2-1 一般事項

2-1-1 防水層の種類

メンブレン防水層（アスファルト防水層、改質アスファルト防水層、シート防水層、塗膜防水層）を下地とする。

2-1-2 防水層の状態

成形伸縮目地材を目地立てする、施工直前の防水層表面の状態は、下記を標準とする。

- (1) 防水層表面は、絶縁用シートを敷き込んだ状態とする。
- (2) 平坦で、著しい反り上がりや凹凸がなく、又突起物などがないこと。
- (3) 成形伸縮目地材の目地立てを阻害する塵埃や油脂類・汚れなどがないこと。
- (4) 立上がりのぎわと排水溝周辺の納まりが良く、目地立てを阻害する突起物などがないこと。
- (5) 貫通パイプその他設備基礎架台周辺の納まりがよいこと。

3. 材料

3-1 成形伸縮目地材の種類と形状

成形伸縮目地材は、キャップと本体から構成され、キャップ幅は20mm以上で本体はキャップ幅の80%以上の幅を有するものが使用される。

成形伸縮目地材の性能・品質については、「成形伸縮目地材規格」成形伸縮目地工業会発行（1995年4月1日改訂）に準拠する。

- (1) 成形伸縮目地材の種類と形状については、コンクリートの緩衝、水密性、アンカー効果などにより、2種類の成形伸縮目地材がある。

類（付着タイプ）：保護コンクリートに対する「付着層を備えたキャップ」又は「付着層とアンカー効果を備えたキャップ」とキャップ幅の80%以上の幅の本体を組み合わせ、所定の品質を有する目地材である。

類（アンカータイプ）：保護コンクリートに対する「アンカー効果を備えたキャップ」とキャップ幅の80%以上の幅の本体を組み合わせ、所定の品質を有する目地材である。

- (2) 用途による区分は、保護コンクリートの厚さに対応させる形状として、高さ可変型と高さ固定型の2種類がある。

高さ可変型：所定の高さ調整機能およびベース幅を有し、保護コンクリートの厚さの変化に連続して適応可能なものである。

高さ固定型：スラブで水勾配が確保されていて、保護コンクリートの厚さの変化が少ない場合に適応可能なものである。

次の図-1は、用途による区分の形状例を示す。

図-1 用途による区分と形状例

